

山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、外国人介護人材の受入促進を図るため、受入施設が負担する外国人介護人材の住居の家賃や光熱水費について、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる補助事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護サービスを提供する県内に所在する事業所とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金の補助対象及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 知事は、前条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - (5) 知事は、前条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

3 この補助金の対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

（実績報告）

第7条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入税額控除額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第9条 この補助金は前条の規定による補助金の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第10条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第11条 補助事業に係る書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

| 補助の対象 | 事業実施期間 | 基準額 | 補助率（額） |
|--|---|------------------------|--|
| <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者が負担する外国人介護人材（※）の住居に係る経費（賃借料、共益費（管理費）、光熱水費）。</p> <p>※「外国人介護人材」とは、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、在留資格「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」で雇用される外国人介護人材のことをいう。</p> <p>なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費（管理費）は補助対象としない。また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。</p> | <p>補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。</p> | <p>1事業所当たり年額30万円以内</p> | <p>補助の対象欄に掲げる経費のうち実際に要した額と基準額とを比較していずれか少ない額の3分の2以内。</p> <p>ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> |